

## 徳島市男女共同参画プラン策定市民会議設置要綱

(目的)

第1条 男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づき、徳島市男女共同参画プラン（以下「参画プラン」という。）の策定に伴う検討を行うにあたり、広く市民からの意見を求めるため、徳島市男女共同参画プラン策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 市民会議の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 参画プランの策定に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員12名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長それぞれ1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総括し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は第1条の目的を達成したときまでとする。

(会議)

第7条 市民会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見等を聞くことができる。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、市民文化部男女共同参画センターに置く。

- 2 市民会議の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の市民会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 この要綱は、市民会議の目的が達成されたときに、その効力を失う。